

第4回子どもの権利条例検討部会での意見と修正の方向性（第4回部会分）

資料3-1

No.	発言内容	発言委員	修正の方向性	反映状況
全体				
1	条例に目次があるとよい	齋藤委員	ご意見を踏まえて目次を追記しました。	○
2	「です・ます」調とすると、子どもに語りかけているように感じてもらえるのではないかと	藤野委員	ご意見のとおり修正しました。 →その後、やはり読みにくいとのことのご意見がありましたので、「である」調に戻しています。	○
3	条文に振り仮名を付けることは可能か。	金子副部長	条例そのものに振り仮名を付けることは困難ですが、条例制定後、振り仮名を付けた資料をHPに掲載するなどの対応をすることとします。 ※世田谷区や中野区は振り仮名を振った条例をつくっています。	△
第1章 総則				
4	北海道という地域性を踏まえ、先住民族であるアイヌ民族への差別の問題や、外国にルーツを持つ子どもが北海道でも増えていることなどを考慮し、例えば「性別、年齢、国籍、『民族的出自』、『言語』、『宗教』、『文化的背景』、障がいの有無その他の個性や違い」という表現に変更してはどうか。	藤野委員	ご意見を踏まえて以下のとおり修正しました。 (基本理念) 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等、子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性や違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとします。 ※順番は、ご意見のほか、江別市自治基本条例に合わせています。	○
5	第3条第1項に「ユニセフの」と付け加えたらどうか。	齋藤委員	部会での議論を踏まえ、修正しないこととします。	×
6	基本理念の第4項の「国籍」をユニセフのホームページに合わせて先頭にしたらどうか。	齋藤委員	江別市自治基本条例及び江別市総合計画を参照に、上記No.4にある順番としたいと考えております。	×
7	子ども関係施設を「育ち学ぶ施設」に変えた方がよい。	齋藤委員	ご意見のとおり修正しました。	○
8	各理念の後ろに括弧書きで分かりやすい表現を記載した方がよい。	齋藤委員	ご意見のとおり修正しました。	○
9	基本理念の順番は、多様性の尊重→子どもの権利を地域全体で守り支える→子どもに対する差別は許さない という流れが良いのではないかと。	齋藤委員	ご意見のとおり修正しました。	○
10	基本理念の第2項や第3項に、子どもの意見を取り入れ、聴くことを保障するといった内容を盛り込むなど、まちづくりの文脈の中で、基本理念の(1)～(4)を落とし込んでいく方法もあるのではないかと。	藤野委員	ご意見を踏まえて以下のとおり修正しました。 (基本理念) 市は、子どもが日々の生活、学び及び体験を通じて健やかに成長できる地域社会をつくるため、子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しながら、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進するものとします。	○
11	第3条第4項の「子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進する」が分かりづらいため、「子どもの参加の促進」「多様な居場所づくり」「孤立させない体制整備」などの言葉を入れた方が、後の市の責務につながってよいのではないかと。	齋藤委員	市が取り組む施策については、第4章に記載すべき事項と考えられるため、修正しないこととします。	×
12	第2条第4号の子ども関係施設の定義に、子育て支援を行っている団体など（親子ひろばなど）も含めてもらえるとうれしい。	岡委員	条文に含めること（努力義務等を課すこと）は、適当ではないと思われるため、解説の中で触れたいと思います。	△

第2章 子どもの権利				
13	第5条の「命が守られ、平和で」という表現は、国全体の平和を連想させるため、広すぎると感じるため、別にいじめや虐待、体罰などを受けることなく安心して過ごせることを明記した方がよいのではないか。	藤野委員	ご意見を踏まえて、いじめや虐待、体罰に関することも「安心して生きる権利」の中に位置付けました。 (安心して生きる権利) いじめ、虐待、体罰を含む、あらゆる形態の暴力を受けないこと。	○
14	第5条にいじめや虐待、体罰などの内容があると良いが、第6条と分離されてしまうため、どのような形がよいか検討したい。	藤野委員	第2章全体を見直す中で、第5条の中に位置付けました。	○
15	「安心して生きる権利」と「育つ権利」を「安心して生きる権利・育つ権利」とまとめ、プライバシーの保護をこの下に掲げたらどうか。	齋藤委員	「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに成長する権利」「参加する権利」に再分類し、プライバシーの保護は、「自分らしく生きる権利」の中を含めることとしました。	△
16	「自分らしく成長する権利」の中にある「学び、遊び、休息すること」を「休む権利」と「遊ぶ権利」を一つの権利にまとめ、別に「学ぶ権利」を掲げたらどうか。	齋藤委員	ご意見を一部反映し、「遊ぶこと」「休むこと」「学ぶこと」に分けた上で、「豊かに成長する権利」の中に位置付けました。	△
17	「自分らしく成長する権利」という項目をなくし、内容を振り分けたらどうか。	齋藤委員	第2章については、多くのご意見を頂戴したことから全体的に見直しを行っています。	-
18	「自分を守り、守られる権利」と分かりやすくなる。	齋藤委員	第2章については、多くのご意見を頂戴したことから全体的に見直しを行っています。	-
19	「意見や考えを表明する権利・参加する権利」としてほしい。	齋藤委員	第2章については、多くのご意見を頂戴したことから全体的に見直しを行っています。	-
20	第5条の「家族と一緒にいることができ」が家族あり気に見えてしまうため、表現を見直した方がよい。	高橋委員	第2章については、多くのご意見を頂戴したことから全体的に見直しを行っています。	-
21	「家族と一緒にいることができ」を「個性や違いを認められて」とか「尊重されて」などに変更するのはどうか。	藤野委員	第2章については、多くのご意見を頂戴したことから全体的に見直しを行っています。	-
22	第7条第2号に「子どもの年齢と成熟度」という文言が入っているよい。	齋藤委員	ご意見を踏まえて(参加する権利)に「 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。 」という文言を追加しました。	-
23	「個別の必要に応じて支援を受ける権利」というものがあるとよい。	齋藤委員	五つの権利としては、「 個別の状況に応じて支援を受ける権利 」を設けています。四つの権利としては、「自分らしく生きる権利」の中で、支援を受ける権利について位置付けています。 「必要」から「状況」に変更しているのは、状況(環境、背景、特性など)幅広く捉えられる一方で、「必要」はニーズに焦点があたり、やや狭い概念だと捉えたことによります。	○
24	権利の分類は一概に決まっているわけではないため、議論を行い決めていくのがよい。	大澤アドバイザー	-	-
25	権利の分け方は大きく三つのパターンがある。どのパターンが江別市に適しているかを議論することも大切。	大澤アドバイザー	-	-
26	第8条「子どもの相互の権利尊重」は、義務の話になっているので、第2章に入るのとは違うのではないのか。	齋藤委員	ご意見を踏まえて修正しました。 (子どもの権利に関する学びの機会) 育ち学ぶ施設等は、子どもが 自己の権利および他の子どもの権利の大切さについて学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。	○
27	第8条に関して、子どもの権利に対になるのは大人の権利であり、他者の権利ではない。他の子どもの権利を学び、理解を深めていくことが大事だと分かるような文言にすることが望ましい。	大澤アドバイザー		
28	子どものまちづくりへの参加に関する条文を第4章に加えたらどうか。	藤野委員	ご意見を踏まえて標題を「子どもの意見表明等」から「子どもの参加の促進」に変更しました。 (子どもの参加の促進) 市は、大人とともにまちづくりを担う子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。	○
29	第6条第1号の品位を尊厳に変更したらどうか。	藤野委員	第2章については、多くのご意見を頂戴したことから全体的に見直しを行っています。	-
30	第6条3号の「必要な情報や知識を得ること」の前に「自分を守るために」などを加えたらどうか。	藤野委員	「守り、守られる権利」を組み替え、「参加する権利」の中に位置付けたことから、表現はそのままにしています。	△

第3章 市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の役割				
31	第12条に体罰や虐待に関する事項も明確にした方がよいのではないか。	藤野委員	ご意見を踏まえて修正しました。 (虐待及び体罰の禁止) 育ち学ぶ施設等は、子どもへの虐待や体罰を一切行わないことを厳守し、これらの防止に努めるとともに、虐待が疑われる場合には速やかに適切な対応を講じるものとする。	○
32	保護者の役割に虐待や体罰の禁止が入るとよい。	齋藤委員	ご意見を踏まえて修正しました。 (虐待及び体罰の禁止) 保護者は、子どもの健全な育成を図るため、あらゆる形態の虐待や体罰を行ってはならない。	○
33	第3章の見出しに、「権利の保障のための」という文言が入るとよい。	齋藤委員	第2章の権利について、第3章～第5章で保障するという構成に変更しました。	○
34	子ども関係施設の役割に、研修の実施や開かれた施設などの実現などの文言が入るとよい。	齋藤委員	ご意見を踏まえて開かれた施設づくりに関して以下の条文を追記しました。 (開かれた施設づくり) 育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び地域住民の意見を聴き、協力を得るなど、地域に開かれた施設となるよう努めるものとする。 研修の実施については、市の役割として、別に規定しております。	△
35	個人情報を過剰に収集しないという考えを持つことが必要。	齋藤委員	ご意見を踏まえて以下の条文を追記しました。 (子どもに関する情報の取扱い) 第18条 育ち学ぶ施設等は、収集した子どもに関する情報について、適切に管理及び保管しなければならないものとする。 2. 前項の情報は、目的の反映を超えて利用され又は外部に提供してはならないものとする。 3. 育ち学ぶ施設等は、目的の範囲を超えて子ども本人に関する情報を収集してはならないものとする。 4. 育ち学ぶ施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもに関する情報を漏らすことがないように必要な措置を講じるものとする。	○
36	市の責務、保護者の役割、子ども関係施設の役割という区分けは適切だが、第2章の権利を踏まえた文言を入れることで具体的な条例になるのではないか。	藤野委員	ご意見を踏まえて修正しました。	○
37	市の責務として「権利の保障に関する施策」「子どもの参加・意見表明」「居場所づくり」があるとよい。	齋藤委員	「〇〇の役割」から「〇〇権利の保障」に変更しました。「子どもの参加・意見表明」「居場所づくり」についても追記しました。	○
38	ボランティア活動がどこにも当てはまらないため、そうした活動団体も含まれるようなものになっているとよい。	金子副部長	ボランティア活動(自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為)のような、自主的な活動に制約を課すことは適当ではないと考えられることから、育ち学ぶ施設には含めないものとします。	×

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等				
39	子どもの権利相談員について、どのような方が担うのか定義付けがされていない。今すぐではないかもしれないが、定める必要があるのではないかな。	鈴木委員	ご意見を踏まえて以下の条文を追記しました。 (子どもの権利相談員) 相談員は、子どもの権利に関する識見を有する者のうちから市長が任用します。	○
40	相談の受付方法として札幌市のようにLINEがあるとよい。	岡委員	今後、運用方法を検討する中で検討していきます。	-
41	相談の受付は、学校に行っている時間帯だけではなく、夜の時間帯に拡大した方が相談しやすくなるのではないかな。	岡委員	今後、運用方法を検討する中で検討していきます。	-
42	第14条第2項に子どもアドボカシーに関する内容を第4章に加えてはどうか。	大澤アドバイザー	ご意見を踏まえて以下の条文を追記しました。 (子どもの参加の促進) 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、意思表示の方法が多様であることを考慮し子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するように努めるものとします。	○
43	具体的なことは書かないとのことだが、書いておかないと取組が進んでいかないのではないかな。	齋藤委員	可能な限り具体的な文言を加えたいと思いますが、第4回部会でお伝えしたとおり、この条例は理念条例であり、包括的な文言を入れ込み、今後の取り組みの根拠となるようにすることが重要と考えています。	△
44	第13条について、子どもの権利相談員は救済委員会の補佐する役割となるのであれば、窓口になるのはおかしいのではないかな。	金子副部長	ご意見を踏まえて第7章に子どもの権利相談員の役割等について整理しました。	○
第5章 子どもの権利救済委員会				
45	「ふさわしくない行為」について、具体的な内容を解説の中に明記した方がよいのではないかな。	齋藤委員	解説文の中に記載することとします。 例えば、職務上の義務違反(守秘義務違反等)、心身の故障や職務放棄(長期欠席や病気等)、社会的信用の失墜(ハラスメント行為、刑事罰を受ける行為、不適切な言動)などが考えられます。	○
46	子どもの権利相談員の守秘義務について明記すべきではないかな。	藤野委員	ご意見を踏まえて以下の条文を追記しました。 (子どもの権利相談員) 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	○
47	子どもや保護者自身が申し立てを行っている状況で同意が得られないということが分かりづらいため、「子どもや保護者以外から申し立てがあった場合」ということを補足した方がよいのではないかな。	藤野委員	ご意見のとおり解説文を修正します。	○
48	対象外とする場合の「3年を経過」としている理由を教えてください。	鈴木委員	記憶の風化や早期解決を促す観点から3年としましたが、例外規定を設ける必要があると思いますので、「正当な理由があると認められるときは、この限りではない。」を追記したいと思います。	○
49	救済委員会を第三者機関として位置付けられないかな。	齋藤委員	事務局は子育て支援課に置きますが、救済委員は外部有識者を想定していることから、中立性は担保できていると考えております。	×
50	資料5のイメージ図について、相談体制が明確になったら資料を修正すべき。	鈴木委員	条例が整理されたのち、資料を修正します。	○
51	相談の受付体制について、最悪の事態を想定したものとよい。	高橋委員	今後、運用方法を検討する中で検討していきます。	-
52	巡回相談をしてほしい。	齋藤委員	今後、運用方法を検討する中で検討していきます。	-